新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、8月1日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120－565－653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

＊タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570－550－571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 FAX5388－1396

相談票に記入のうえ、送信

相談票

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320－4592または☎6258－5780

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608－1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

＊新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可　＊混雑時は電話がつながりにくい場合あり　＊診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページで閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**

墨田区後遺症相談センター☎5608－1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608－6191

＊新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照

区HP　区HP(やさしい日本語)

新型コロナワクチン 4回目接種対象者の拡大

新型コロナワクチン4回目接種の対象者が、医療従事者・高齢者施設従事者等に拡大されました。

[接種対象者]3回目接種後5か月が経過している▶60歳以上の方　▶18歳～59歳の方で、基礎疾患を有する方や、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いと医師が認める方▶重症化リスクが高い多くの方々にサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者**[予約方法]**事前に墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル(コールセンター)☎0120－714－587へ　＊受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)　＊墨田区専用予約システムからも申込可　＊詳細は区ホームページを参照

区HP　墨田区専用予約システム

申請期間は8月31日まで！

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、**8月31日まで**行っています。なお、**原則、郵送での受け付け**です。

■福祉資金 緊急小口資金

[対象]休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯**[貸付上限額]**20万円以内**[利子]**無利子**[償還期間]**2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

[対象]失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯**[貸付上限額]**▶単身世帯＝月額15万円以内　▶2人以上世帯＝月額20万円以内**[利子]**無利子**[貸付期間]**3か月以内**[償還期間]**10年以内(均等月賦償還)

[申込み]墨田区社会福祉協議会☎3614－3902
(〒131－0032東向島2－17－14)
＊月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)
＊必要書類や制度の詳細は、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照

墨田区社会福祉協議会

受給を終了した方の再申請期限は8月31日まで！

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、8月31日までです。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請できます。詳細は電話でお問い合わせください。

[対象]申請日において▶離職・廃業から2年以内の方　▶個人の責に帰すべき理由や都合によらない勤務時間、就労機会の減少により、収入が減少した方　＊そのほか収入、資産等の要件あり**[支給期間]**原則3か月(最長9か月まで延長可)　＊要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照

[問合せ]くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受け付け窓口)☎5608－6289

申請期限は8月31日(消印有効)まで！

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいずれも8月31日(消印有効)です。**

[対象]社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者　＊そのほか収入、資産、求職活動などの要件あり　＊求職活動要件は当面の間緩和**[月額支給額]**▶単身世帯＝6万円　▶2人世帯＝8万円　▶3人以上世帯＝10万円**[支給期間]**初回・再支給いずれも最大3か月間　＊申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照

[問合せ]墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608－1254

お盆休み期間中(8月11日～16日)の区内病院の外来・発熱外来診療体制など

■発熱等の症状が生じたら

発熱や風邪症状が生じた場合、まずはかかりつけ医に相談してください。かかりつけ医が休診、またはかかりつけ医がいない場合は、**発熱外来を行っている近くの医療機関に電話で問合せのうえ**、医療機関の指示に従って受診してください。発熱外来の診療時間や受診方法等は医療機関によって異なります。相談する医療機関に迷う場合は、東京都発熱相談センター☎5320－4592または☎6258－5780にご相談ください。

■区内病院の外来・発熱外来診療体制

医療機関名	ところ・電話番号	8月11日(祝)	8月12日(金)	8月13日(土)	8月14日(日)	8月15日(月)	8月16日(火)
同愛記念病院	横網2－1－11　☎3625－6381	休診日	休診日	休診日	休診日	発熱外来のみ(午前9時～午後1時)	発熱外来のみ(午前9時～午後1時)
東京曳舟病院	東向島2－27－1　☎5655－1120		外来・発熱外来診療日	外来・発熱外来診療日		外来・発熱外来診療日	外来・発熱外来診療日
山田記念病院	石原2－20－1　☎3624－1151						
中村病院	八広2－1－1　☎3612－7131						
東京都済生会向島病院	八広1－5－10　☎3610－3651						
墨田中央病院	京島3－67－1　☎3617－1414						
賛育会病院	太平3－20－2　☎3622－9191						
墨田区休日応急診療所	向島3－36－7　☎5608－3700	外来・発熱外来診療日	臨時診療日(小児発熱外来のみ)	臨時診療日(小児発熱外来のみ)	外来・発熱外来診療日	臨時診療日(小児発熱外来のみ)	休診日

※診療時間、受診方法、外来診療科目等は、各病院にお問い合わせください。なお、急患対応は、各病院とも通常どおり行っています(墨田区休日応急診療所を除く)。
※このほかの区内診療所の診療状況は、都医療機関案内サービス「ひまわり」☎5272－0303・FAX5285－8080等でご確認ください。

広告 スマホ料金はJ:COMなら1ギガ月額980円から。他のJ:COMサービス利用中なら無料で5ギガに増量！☎0120－938－362(9:00～18:00)